

日本模擬国連関東事務局細則

1. 関東事務局加盟団体

・研究会

団体規模に関わらず継続的に模擬国連活動をしており、全国代表者会合及び当事務局の開催する総会（以後、関東事務局総会）に参加する意思を持つ、本細則によって定められた会費を当事務局へ納める団体を指す。研究会は、全国代表者会合及び関東事務局総会に参加する権利を持つとともに、積極的に関与する意思が求められ出席は原則必須である。研究会員の全ては、関東事務局総会において議決権を持ち、また当事務局への立候補権を有する。また、研究会はその活動において当事務局からの活動補助金を受け取る権利を有する。

・支部

団体規模に関わらず継続的に模擬国連活動をしており、全国代表者会合及び関東事務局総会に参加する意思を持つ、本細則によって定められた会費を当事務局へ収める必要のない団体を指す。支部は、全国代表者会合及び関東事務局総会に参加する権利を持つとともに、積極的に関与する意思が求められ出席は原則必須である。支部員の全ては、関東事務局総会において議決権を持つが、当事務局への立候補権は有しない。また、支部はその活動において当事務局からの活動補助金を受け取る権利を有しない。

2. 関東事務局への加盟

関東事務局への加盟は、当事務局への加盟申請後、当事務局での下記の条件に基づいた十分な審査を経て、日本模擬国連規約に基づき関東事務局総会で承認されることによって認められる。審査の際、必要に応じて事務局から当該団体へのヒアリングが実施される場合もある。加盟後は、本細則に従い関東事務局所属団体として扱われる。

関東事務局加盟条件	研究会	支部
事務局加盟条件		
①JMUN 規約の目的への同意 ②JMUN 規約上の義務を果たせること ③関東事務局細則への同意	必須	必須
各団体加盟認定の目安		
① 団体での年一回以上の模擬国連会議の開催が確認できること ② 団体の発足から一年以上の継続活動期間があること	原則必須	原則必須
会員数	特になし	特になし
会員の賛同	過半数	過半数
各加盟団体の義務		
全国代表者会合への出席	原則必須	原則必須
関東事務局総会への出席	原則必須	原則必須
関東事務局加盟金の納入	会員 1 人あたり入会金 2000 円、年会費 0～1500 円	0 円
権利		
情報アクセス		
事務局からの研究、運営、新歓等に関する情報提供	○	○
JMUN-ML への参加	○	○
議決権		
全国代表者会合	○	○
関東事務局総会	○	○
関東事務局への立候補権	○	×
活動補助金受理権（新歓費等）	○	×
全米団事業へのアプライ権	○	○

* 特別事項

地理的理由で事務局間の移動の必要がある団体は、受け入れ先の事務局総会において承認されれば移動可能とする。

3. 関東事務局脱退要件

研究会支部ともに、当事務局からの脱退を希望する団体は、団体の会員の 2/3 以上の脱退賛成の署名及び、関東事務局総会での脱退の承認によって脱退可能である。また日本模擬国連に損害を及ぼす活動、名誉を毀損する活動を行う団体に対しては、関東事務局での承認があれば除名を強制的に行う事が出来る。

加盟を希望する団体は、関東事務局(未定)までお問い合わせください。後ほど、関東事務局よりご連絡させていただきます。

以上